

名古屋大学機械航空系同窓会（東山会・高翔会・伊吹会連携同窓会）細則

2022年1月8日 制定

第1章 総 則

第1条 この細則は、名古屋大学機械航空系同窓会規則（以下、本規則）の範囲内において、本規則に定めのない細部を規定する。

第2章 事務所

第2条 本会は本部事務所を名古屋市千種区不老町 名古屋大学機械航空系内に置く。

第3条 支部には支部事務所を置くことができる。

第3章 会 員

第4条 名古屋大学機械航空系同窓会規則（以下、本規則）第7条で定める母体学科・専攻は以下の通りとする。

名古屋大学工学部機械・航空宇宙工学科

名古屋大学大学院工学研究科機械システム工学専攻

名古屋大学大学院工学研究科マイクロ・ナノ機械理工学専攻

名古屋大学大学院工学研究科航空宇宙工学専攻

第4章 役 員

第5条 役員は正会員から十分な役員の選出が可能となるまでの間、連携会員を含む東山会の役員、支部長および高翔会の役員、幹事が兼任する。さらに、伊吹会会員と、本規則第7条に定める正会員から若干名を役員とする。

第6条 役員の選出は総会において行う。なお理事会は役員を推薦し、予め正会員、連携会員に提示する。

第7条 役員に欠員を生じたときには補充することができる。補充方法は理事会において協議決定する。補充により就任する者の任期は前任者の残期間とする。

第8条 本規則第13条の(4)に定める幹事の会務分担は以下のとおりとする。

- (1) 会計幹事 会計に関する会務、新入会員からの会費集金、予算案の作成
- (2) 名簿幹事 名簿に関する会務、名簿の管理
- (3) 広報幹事 広報に関する会務、HPの管理および会誌発行
- (4) 支部幹事 支部に関する会務（支部長が兼務）

第5章 事 業

第9条 本規則第20条に定める本会事業は、以下のとおりとする。

- (1) 総会、理事会等の開催（幹事長担当）
- (2) ホームページの維持管理（広報幹事担当）
- (3) 名簿の維持管理（名簿幹事担当）
- (4) 卒業・修了祝賀会への協力（副幹事長担当）

- (5) 支部活動の実施（支部幹事）
- (6) その他の事業の企画と実施（理事担当）

第6章 細則変更

第10条 本細則の変更には理事会構成員の過半数の同意を必要とする。

附 則

1. この細則は、2021年3月1日から施行する。

沿革

2022年1月8日制定、2021年3月1日に遡って施行することを承認